

当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度。

令和元年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。

※ 制度対象店舗によって還元率が異なります。

還元対象期間（予定）	令和元年10月1日（火）～令和2年6月30日（火）
還元対象サービス	J-Debit カード（当組合キャッシュカード） ・当組合発行のキャッシュカードを利用して商品の購入等を行うサービスです。J-Debit 加盟店にて商品購入等を行った際に、即時にお客様の預金口座から代金の引き落としが行われます。 ・当信用組合の普通預金（総合口座含む）等のキャッシュカードをお持ちのお客様が対象となります（新規カード発行費用および年会費は不要です）。
還元するポイント	J-Debit ポイント ・他のポイントへの交換はできません。 ・還元時に1ポイントを1円に自動的に交換いたします。
還元方法・時期	ご利用金額に応じたポイントを1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額を取引のあった翌々月にお客様の預金口座にご入金いたします。
還元上限額	1か月ごとに15,000ポイントを上限といたします。
還元の確認方法	取引明細（通帳明細）で△△月分として〇〇〇円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載します。 (通帳印字例) 取引内容：J D△△カ ^レ ッカンゲン お預かり金額：〇〇〇円 ※「JD」表記は「Jデビット」を表します。
還元に係る制約事項	ポイント還元を行うタイミングで、すでに口座が解約されている場合（口座が存在しない場合）には、ポイント還元を実施いたしません。

《当組合お問い合わせ窓口》

担当部署：営業推進部（担当：成田）

受付時間：9：00～17：00

月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日は除く）

電話番号：018-831-3551

電子メール：suishin@akita-kenshin.jp